

農地の現状

本市の農地

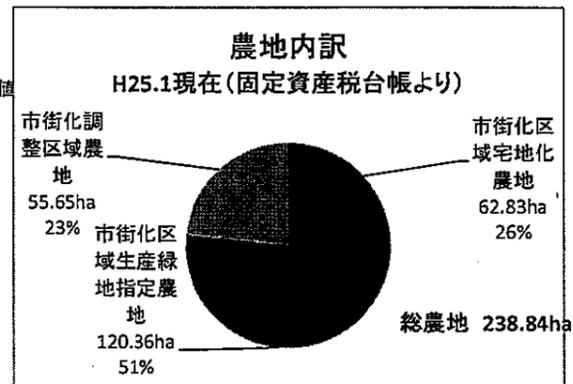
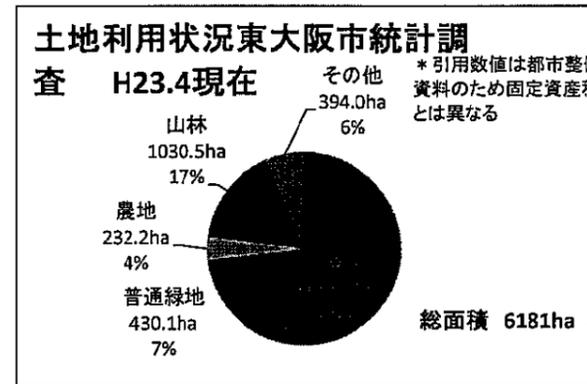
本市の農地面積は、固定資産税台帳では239haで市面積6181haの3.9パーセントにすぎない。

その農地面積のうち76.6パーセント、183haが市街化区域内の耕作地である。市街化区域は都市計画上、市街化を促進すべき土地とされている。

また、市街化調整区域における農地は56ha（農地面積の23.4パーセント）で、都市計画法による市街化調整区域は、農林漁業建築物以外の開発行為が原則禁止され、優良な農地として保存すべき土地とされている。

本市における市街化調整区域内農地は、主に池島、横小路、善根寺、東豊浦地区である。

市街化区域内の生産緑地面積は約120haで東大阪市農地面積の概ね半分を生産緑地が占める状態となっている。



農地面積調べ(現況面積)

固定資産台帳より

市面積 6,181 ha

平成25年 農地 約 239ha H25.1.1

農地の区分	地目別	田		畑		合計		面積割合
		筆数	面積㎡	筆数	面積㎡	筆数	面積㎡	
市街化区域	宅地化農地	768	298,291	1,136	329,993	1,904	628,284	1.02%
	生産緑地指定農地	1,188	779,077	756	424,541	1,944	1,203,617	1.95%
市街化調整区域農地		1,018	418,127	380	138,422	1,398	556,549	0.90%
合計		2,974	1,495,495	2,272	892,956	5,246	2,388,451	3.86%

平成24年 農地 約 242ha H24.1.1

農地の区分	地目別	田		畑		合計		面積割合
		筆数	面積㎡	筆数	面積㎡	筆数	面積㎡	
市街化区域	宅地化農地	807	319,247	1,148	334,809	1,955	654,056	1.06%
	生産緑地指定農地	1,201	783,313	766	426,303	1,967	1,209,616	1.96%
市街化調整区域農地		1,019	419,240	377	137,321	1,396	556,561	0.90%
合計		3,027	1,521,800	2,291	898,433	5,318	2,420,233	3.92%

平成23年 農地 約 247ha H23.1.1

農地の区分	地目別	田		畑		合計		面積割合
		筆数	面積㎡	筆数	面積㎡	筆数	面積㎡	
市街化区域	宅地化農地	836	334,914	1,182	349,037	2,018	683,951	1.11%
	生産緑地指定農地	1,216	790,990	782	433,648	1,998	1,224,638	1.98%
市街化調整区域農地		1,024	424,042	372	136,542	1,396	560,584	0.91%
合計		3,076	1,549,946	2,336	919,227	5,412	2,469,173	3.99%

農家数と農業者の現状

昭和55年の総農家数は、2149戸（専業農家は122戸）、30年後の平成22年には、総農家数が689戸、専業農家にいたっては69戸であり、自給的農家が農家数の72パーセントを占めている。

農家数及び農業就業人口の推移

農業センサス年	総農家数(戸)	自給的農家(戸)	販売農家(戸)	専業農家(戸)	世帯員数(人)
昭和55年	2,149	—	—	122	8,562
昭和60年	1,698	—	—	104	7,811
平成2年	1,366	—	—	205	6,371
平成7年	954	—	—	97	4,318
平成12年	821	507	312	38	3,722
平成17年	753	533	220	42	2,733
平成22年	689	497	192	69	未調査

* 2010農業センサスから、農家人口の集計がなくなり、販売農家の集計になっている。

自給的農家：経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が調査期日前1年間で50万円未満である農家をいう。

販売農家：経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

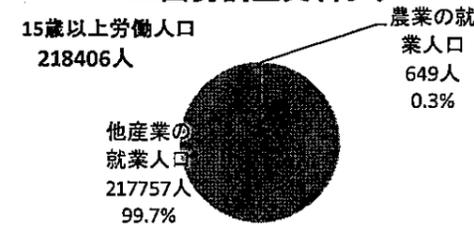
専業農家：世帯員の中に兼業従事者（調査期日前1年間に30日以上雇用兼業に従事した者又調査期日前1年間に販売金額が15万円以上ある自営兼業に従事した者）が1人もいない農家をいう。

（農家とは）調査期日現在の経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても調査期日前1年間の農産物販売金額が15万円以上あった世帯（例外規定農家）をいう。

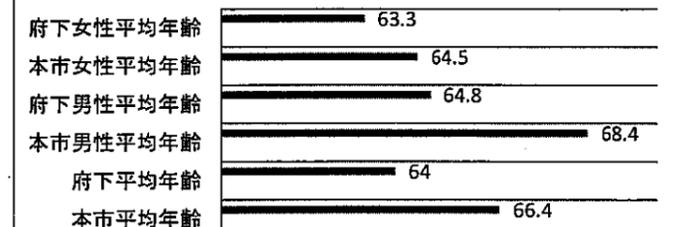
本市の15歳以上の労働力人口	218406人	100%	} 平成22年国勢調査(2010年)
農業の就業人口	649人	0.30%	
他産業の就業人口	217757人	99.70%	
本市人口	504911人		} 平成22.12月末:住民基本台帳、外国人登録
本市平均年齢	43.91歳		

本市の農業就業者割合

H22国勢調査資料より



販売農家の平均年齢



販売農家(192戸)の就業人口

男性	175人	本市平均年齢 66.4
女性	153人	府下平均年齢 64

2010農業センサスより

本市男性平均年齢	68.4
府下男性平均年齢	64.8
本市女性平均年齢	64.5
府下女性平均年齢	63.3

ファーム・マイレージ運動について

推進母体 東大阪市農業振興啓発協議会(6団体)

JAグリーン大阪 JA大阪中河内
 大阪府中部農と緑総合事務所 大阪府北部農業共済組合
 東大阪市経済部 東大阪市農業委員会 協力 エコ農産物生産者

経過及び現状	<p>平成21年5月に「地域の産業を地域に住む人と共に無理なく守っていく」ことを理念に本格始動。</p> <p>本事業は、消費者目線を尊重した地産地消の推進により、消費者・生産者・実需者が一体となって東大阪市内の農業・農地を守ることを目的としており、具体的には消費者が、市内JAの直売所・朝市で購入したエコ農産物に貼られているラベルを一定数（JAグリーン大阪は48枚、JA大阪中河内は50枚）集めると、農地を守ったお礼としてエコ農産物と感謝状が贈呈される仕組みとなっている。</p> <p><u>この取組みは、農産物を栽培するには一定の広さの農地が必要で、市内で栽培されたエコ農産物を購入すれば「地元の農地が守られる」＝「地元の農産物を買うことができる機会が増える」事を、消費者に意識してもらうことを目指しており、地場農産物の消費が増えることで農家のエコ農産物への栽培意識がさらに高まり、同時に休耕地・遊休地の解消に貢献するという相乗効果が期待できる。</u></p> <p>現状について</p> <p>(1) フレッシュクラブ（JAグリーン大阪直売所）地場農産物売上状況 平成20年度を100として 平成23年度132 内エコ農産物売上状況 平成20年度を100として 平成23年度391 地場農産物に占めるエコ農産物の売上比率 平成20年度16% 平成23年度46%</p> <p>大阪エコ農産物認証申請農家数（年2回申請 年間延べ農家数） 平成20年 58 平成24年 158</p> <p>(2) 農業啓発推進事業補助金（平成23年度 予算額3,650千円） 内、ファームマイレージ2 関係執行額 190万円程度 ラベル印刷代等 平成24年度予算額3,650千円</p>
課題	<p>ファームマイレージ2運動を展開している場所は、主に市内にあるJAの直売所・朝市17箇所であるが、ここを訪れない市民に対しても運動の周知をしていく必要がある。しかし、販売箇所を広げる等の取組も有効であろうが、生産量が消費量に対して圧倒的に少ないため、ファームマイレージ2運動の周知啓発は量ではなく質を重視した取組とする必要がある。</p> <p>ラベル表示には、生産者名や生産地（吉田や日下等）生産面積表示 販売店には生産者の紹介の顔写真 朝市（JAグリーン大阪9） 9 直販店（JAグリーン大阪3）（JA大阪中河内2）5 東大阪物産観光まちづくりセンター 計15店舗</p>
今後の方針	<p>佐賀県佐賀市（他に交野市、枚方市、三田市、姫路市、千葉県山武郡市（類似形態市含））などファームマイレージ2運動を行っている地域との連携や、市内飲食店などの実需者を介した直売所・朝市と関わりの少ない市民への啓発活動など、新たな取組も充実させ、ファームマイレージ2運動の浸透度・認知度を高め、事業をより一層推進していきたい。</p>

安心・安全の農産物＝エコ農産物申請

	前後期	申請者数	栽培面積(a)	出荷計画(kg)	栽培作物数	16年	6
18.年	1.月 前期	34人	190	42,980	16	17年	24
	7.月 後期	9人	46.3	13,850	11		
19.年	1.月 前期	36人	217	64,010	17	43人	55人
	7.月 後期	19人	73.3	20,260	18		
20.年	1.月 前期	34人	208	72,360	22	58人	80人
	7.月 後期	24人	71	23,390	17		
21.年	1.月 前期	40人	295	98,280	25	117人	143人
	7.月 後期	40人	255	99,030	20		
22.年	1.月 前期	63人	418	116,035	29	158人	170人
	7.月 後期	54人	501		21		
23.年	1.月 前期	77人	740		37	170人	
	7.月 後期	66人	805		29		
24.年	1.月 前期	83人	1159		36		
	7.月 後期	75人	899		32		
25.年	1.月 前期	86人	1225		43		
	7.月 後期	84人	1259		33		
26.年	1.月 前期	96人	1366		46		
	7.月 後期						

※大阪府の申請様式変更により削除

22 大阪府認定地産地消農業者 5人 (エコ年間販売額50万円以上)
 23 大阪府認定地産地消農業者 6人
 24 大阪府認定地産地消農業者 16人(24年は前後期の延べ人数)
 25 大阪府認定地産地消農業者 4人(25年1月0人25年7月4人)

* 国認定農業者 1人

農業と農地空間の担い手を育てます

○担い手、後継農業者の育成・支援事業

第2回「青年農業者 先進地視察研修会」

平成26年2月 三重県・松阪市

後継者の栽培技術の向上とニーズにあった新たな経営改善と、後継者同士の交流
(参加者：青年農業者、各JA営農指導員、大阪府の普及員など約20人)

○農家女性のための交流会事業

- 趣旨
- ・ 農業技術と知識の向上
 - ・ 男女平等・男女共同の経営の実践
 - ・ 安全、安心、地産地消への貢献

第1回 平成22年12月20日 JAグリーン大阪本店

第2回 平成23年 3月 3日 イコーラム研修室

第3回 平成25年 3月21日 クリエイターズプラザ研修室

○菊の啓発事業（菊を使ったアレンジメント教室の開催）

市内で歴史ある玉串の菊の啓発事業

玉串花卉生産組合と連携して事業を実施

平成25年11月 市政だより

12月 開催

(平成22年度より実施)

都市農業活性化農地活用補助事業

本制度は、平成10年度に本市の農業者・農業団体などに対して、都市農業の活性化及び農地の活用への補助を行うことにより、農業経営の安定及び農地の保全活用を図り、本市の都市における農業の活性化を目的に設置された、補助金交付事業

(本制度における事業概要)

- ・ 農業生産基盤整備
- ・ 農業近代化施設設置
- ・ 市民農園等設置
- ・ 有害鳥獣駆除対策
- ・ 食の安全
- ・ 市民とのふれあい（料理教室・イベント）等を補助
- ・ その他、都市農業の活性化及び農地の保全・活用に必要な事業（災害復旧事業等）

東大阪市農業振興啓発協議会の取組み

(構成団体) JA グリーン大阪 JA 大阪中河内 大阪府北部農業共済組合
 大阪府中部農と緑の総合事務所 東大阪市農業委員会
 東大阪市経済部農政課：事務局

* 下線は連携団体等を表示

- 農業体験事業**
 (小学校対象) のべ6小学校を対象に実施
 じゃがいも栽培・収穫体験、稲作体験、大根体験事業
 営農研究会(農家で組織)が講習
- 地産地食の収穫体験事業**
 H25.3月 第2回目を実施
 市内などでパンの製造販売を行う鳴門屋製パン(株)はJA グリーン大阪直売所を通じて仕入れたエコほうれん草入り食パン「ポパイラウンド」をH23から製造販売
 このパンにはファームマイレージ運動のタグが付いており、タグを集めた消費者を対象にイベントを開催
 (畑で生産者・パン生産者の説明、食材のほうれん草の収穫体験・実食など)
- 地場野菜を使った料理コンテスト**
 第1回「地産地食の鉄人」料理コンテスト
 H25.4月 市政だより、市内小学校5・6年生に案内書配布
 H25.6月 予選会
 H25.7月 決勝大会 会場：JA グリーン大阪・フレッシュクラブ料理室
 優勝メニューはフランス料理店「ふれんちん」メニューとして1ヶ月間提供
 (ファームマイレージ運動に参加：在花園商店街)
- 米の栽培・収穫・加工・販売体験事業「THE 米」**
 H25.5月 市政だより H25.6月 田植え
 H25.10月 稲刈り・収穫 H25.11月 加工・販売体験
 加工講師はフランス料理店「ふれんちん」シェフ
 販売体験はJA グリーン大阪・フレッシュクラブ
- 農の講習会「野菜栽培と病害虫防除」**
 (貸農園利用者対象) 農薬の安全使用と野菜栽培
 10月、3月に合計4回開催 講師：大阪府中部農と緑の総合事務所技師

貸し農園・福祉農園

①貸し農園

平成24年3月末日現在

JA別	箇所数	経営規模	1区画当たり面積	利用料金
JAグリーン	44	23,888㎡	50~40㎡	4,000~72,000円
JA大阪中河内	1	1,190㎡	20㎡	19,000円

平成21年8月調べ(23.8時点 変更なし)

JA別	箇所数	経営規模	1区画当たり面積	利用料金
JAグリーン	42	24,761㎡	50~40㎡	4,000~72,000円
JA大阪中河内	2	5,746㎡	20㎡	19,000円

②福祉農園

平成24年9月1日現在

地区	農園数	区画数	土地面積㎡	備考
東	4	235	4190.00	1区画は約10㎡
中	5	214	4003.53	
西	10	472	9234.25	
合計	19	921	17427.78	

平成23年8月1日現在

地区	農園数	区画数	土地面積㎡	備考
東	4	285	5262.00	1区画は約10㎡
中	5	214	4003.53	
西	7	323	6628.12	
合計	16	822	15893.65	

平成21年8月調べ

地区	農園数	区画数	備考
東	4	343	1区画は約10㎡
中	5	215	
西	6	277	
合計	15	835	

花とみどりいっぱい運動 (市政マニフェスト事業)

本制度は、平成17年度の中核市移行を契機に市内農地を対象に、草花の栽培による景観形成をすすめており、その為の「花とみどりいっぱい運動事業」の支援を行っている。
 この事業は市全体の農地が減少する中、休耕地などの農地に、ゴミ等の不法投棄の抑制を行い、農地の荒廃を軽減するとともに、草花等の堆肥活用によるエコ米栽培など、環境に配慮した農業を推進、支援するものである。

市街化区域内に農地を所有している場合

【別紙 5】

都市計画法→ 市街化区域、市街化調整区域の線引き

市街化区域 すでに市街地を形成している区域と、おおむね10年以内に計画的に市街化を図るべき区域

市街化調整区域 市街化を抑制する区域。開発行為は原則、抑制される

市街化区域の農地は生産緑地以外は宅地並みの相続税評価がされ、高額な相続税が発生する
生産緑地や市街化調整区域内農地を所有していて、終身営農する場合は納税猶予の申請ができる

【相続税納税猶予適用農地】

- * 相続税納税猶予農地は次の相続が発生するまでは、終身農業を継続しないとイケない
- * 相続人の障害、疾病等により特定農地貸付法による貸付以外は、農地の貸付や第三者の耕作は納税猶予の適用から除外される
- * 農地法改正で農業経営基盤強化促進法による貸付は、納税猶予の適用対象となったが、市街化区域農地は除外される
- * 市民農園としての賃貸借の設定は認められない

【固定資産税(宅地化農地)】

* 地方税法(固定資産税)→市街化区域の農地は生産緑地以外は宅地並み課税になる

* 生産緑地でないと宅地並み課税がされ税額は高額となり、農業だけの収益では負担困難といえる

【生産緑地】

* 生産緑地法→市街化区域内農地でも一団の面積500㎡以上原則30年間耕作するなどの要件があれば、農地課税、農地評価が受けれることとなる

* 生産緑地は耕作を30年あるいは主たる従事者等の死亡、故障が生じるまでの間耕作する必要がある。

* 生産緑地・相続税納税猶予農地として申請している農地は、とにかく耕作は維持する必要があり、相続税納税猶予の場合、農地相続人は終身営農しないと適用されない